平成２６年（フ）第２９９号
堺市北区長曽根町1674番地304号
債務者　井上　貴司
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５９２号
福岡県中間市中間４丁目６番22号
債務者　篠崎　哲也
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３４８号
福井県鯖江市当田町第12号５番地10
債務者　木内　好郎
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
岐阜県土岐市下石町1583番地の１
債務者　磯村　修治
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２４１２号
愛知県愛知郡東郷町兵庫１丁目６番地７　セヴェル美和Ａ棟203号
債務者　細川由加子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野穂高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月７日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９５号
札幌市中央区南３条東２丁目10番地１　リビオ大通303号
債務者　枝並　誠治
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９６号
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番62―504号
債務者　山本　隆昌
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９６号
神戸市垂水区西舞子４丁目１番７号　メゾンＨＡＭＡ―Ｂ号
債務者　エフアンドエムパソコン教室こと個別学習のセルモこと　福榮　隆史
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８号
函館市川原町19番11号
債務者　則末　悠歩
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１１３号
北海道茅部郡森町字鳥崎町195番地６　鳥崎団地２棟８号
債務者　品川恵理子（旧姓岩村）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５９８６号
大阪府門真市脇田町２番６―711号
債務者　石谷　高明
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６１号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番41―102号
債務者　西尾佑里香（旧姓入路）
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４０号
大阪市西淀川区野里１丁目11番４号　ステュディオ203号室
債務者　児玉　安志
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１１号
大阪府八尾市佐堂町２丁目２番25号　プロスパリテ102号
債務者　北山　幸男
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２２号
大阪市港区弁天４丁目５番28号　Ｉ’ｓシェトワ304号
債務者　島田　武志
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１０８号
大阪市西淀川区野里２丁目25番15―303号
債務者　陣内清一郎
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１４７号
大阪府門真市下島町23番10―202号
債務者　尾﨑　　諭
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部